

一戸町告示第 71 号

条件付一般競争入札公告

令和 8 年 5 月 7 日

一戸町長 小野寺 美 登



1 工事概要

- (1) 工 事 名 一戸町水道施設クラウド型中央監視設備 L T E 化工事
- (2) 工事場所 岩手県二戸郡一戸町内
- (3) 工事内容 中央監視設備 L T E 化工事 一式
- (4) 工 期 290 日間

2 入札予定日 令和 8 年 5 月 25 日 (月) 午前 11 時 00 分

会場 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24 番地 9

一戸町役場庁舎 3 階 大会議室

3 入札参加資格

- (1) 令和 7 ・ 8 年度町営建設工事請負資格者名簿に登録があり、電気設備工事の登録がある者。
- (2) 平成 27 年 4 月 1 日以降に、元請けとして中央監視システム更新工事の施工実績を有すること。
- (3) 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていること。
 - ③ 建設業法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査 (総合評定値を取得しているものに限る。) の有効期間 (経営事項審査の審査基準日から 1 年 7 月) を経過していないこと。
 - ④ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。) でないこと。
 - ⑤ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の申請の日から落札決定の日までの期間に、次のいずれかに該当していないこと。

ア 町営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 15 年 11 月 25 日制定。以下「措置基準」という。）及び県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日岩手県制定）に基づく指名停止又は文書警告を受けている者であること。

イ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定により対象工事に対応する業種について岩手県において営業の停止を命ぜられた者で、申請の日から落札決定の日までの間にその処分の期間が経過していない者であること。

⑥ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の提出日現在において措置基準に基づく文書警告を受けてから 1 月を経過していること。

⑦ 1 に示した工事に 2 に示す入札日までに雇用している者を主任技術者として配置できること。

⑧ 町税の滞納がないこと。

⑨ 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

4 照会先 郵便番号 028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24 番地 9
一戸町上下水道課 電話番号 0195-33-4852

5 入札説明書の配付期間及び配付場所 令和 8 年 5 月 8 日（金）から令和 8 年 5 月 14 日（木）までの一戸町の休日に関する条例（平成 2 年一戸町条例第 8 号）に規定する一戸町の休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、4 の場所で交付。

6 申請書類 一戸町上下水道課が配付する条件付一般競争入札参加資格確認申請書（町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札実施要領（平成 24 年一戸町告示第 97 号。以下「要領」という。）様式第 2 号）を提出するものとする。

7 配付期間並びに配付場所及び申請書類の提出場所令和 8 年 5 月 8 日（金）から令和 8 年 5 月 14 日（木）までの休日を除く毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、4 の場所に持参のうえ、1 部を提出することとし、郵送による提出は認めない。

8 設計図書の閲覧及び貸出 令和 8 年 5 月 8 日（金）から令和 8 年 5 月 22 日（金）まで休日を除く毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、4 の場所で閲覧及び貸し出しをする。貸し出しは、1 者当たり 2 時間とする。

9 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金は免除する。
- (3) 契約保証金は契約額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、一戸町財務規則（昭和50年一戸町規則第17号）第132条第1項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、一戸町財務規則第131条第1号又は第2号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 本工事は、予定価格を事後公表とすること。
- (5) 入札時に積算の内訳（数量、単価及び金額）を明らかにした工事費内訳書（要領様式第7号）を提出すること。工事費内訳書と第1回目の入札書の金額は一致させることとし、一致しない場合は失格となること。なお、入札と同時に工事費内訳書を提出できない場合は、当該入札に参加できないこと。
- (6) 6の書類に虚偽の記載をした者に対しては、措置基準に基づき、指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 6の書類の提出者には、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（要領様式第6号）を令和8年5月20日（水）までに送付する。
- (8) 3の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- (9) 入札参加資格がないと認められた申請者は、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知のあった日から令和8年5月21日（木）までの間、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
- (10) その他詳細については、一戸町上下水道課が配付する条件付一般競争入札説明書及び条件付一般競争入札心得による。

別紙

主たる営業所又はその他の営業所について

一戸町の競争入札参加資格における主たる営業所又はその他の営業所とは、次の要件を満たしていることが前提となります。

記

I 主たる営業所

主たる営業所とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督及び請負契約締結の権限を有する1カ所の営業所をいいます。

通常は本社、本店等ですが、名目上の本社、本店等であってもその実態を有しないものは該当しません。

II その他の営業所

その他の営業所とは、主たる営業所以外で概ね次の要件を備えている営業所をいいます。

- (1) 事務所としての形態を整えていること。
 - ・営業所の所在を明らかにした看板又は表札が設置され、付近から当該営業所の存在が容易に確認できること。
 - ・営業事務を執り行える机、電話、ファクシミリ等の事務用什器等が備え付けられていること。
 - ・電話料金等、営業所経費の支払いが会社から支出されていること。
- (2) 営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、責任者が存在し常駐していること。
 - ・法人町民税申告書等において、営業所の人員配置が確認できること。
 - ・人的な配置がされていない場合、又は配置職員が主たる営業所（本社・本店等）と兼務で不在になっている状況が頻繁となっている場合は、営業所としては認められません。（例えば、電話が常時不在転送になっている、単なる取次や連絡員のみを配置しているような場合は、営業所として認められません。）

III その他

- (1) 必要に応じて関係書類の提示を求める場合、又は営業所の所在、実態について、調査を行う場合があります。
- (2) IIの(1)及び(2)については、主たる営業所にも当てはまる事項です。